

令和6年度 (2024年度)	監査委員事務局の取り組み実績
＜部長の方針・考え方＞ ①効率的な行財政運営と適正な事務執行の確保を目的として監査を実施する監査委員の適切な補助 ②監査結果を活用した全庁的な事務の効率化や改善の促進 ③監査の実施をツールとした職員の意識向上や人材育成への活用の働きかけ	
＜部の構成＞ 監査委員事務局	＜主な担当事務＞ (1)定期監査、随時監査、行政監査、財政援助団体等監査、住民監査請求に基づく監査及びその他特別監査に関すること。 (2)例月現金出納検査に関すること。 (3)決算審査、基金の運用状況審査、財政健全化審査に関すること。

重点的な取り組み：各種監査の円滑な実施

監査委員は、枚方市監査基準（令和2年4月1日施行）を踏まえ、各種監査等を実施します。事務局は、監査委員によるこれらの監査等が円滑に実施できるよう努めます。

定期監査及び随時監査の実施に当たり、事務局は書類等の確認及び現地調査等を行い、対象部署の事務の執行状況を監査委員の協議の場へ報告します。報告を受けた監査委員は、対象部署への聴取の後、指摘・改善事項や意見・要望事項等の監査結果の講評を経て、市長、市議会等に提出、公表を行います。

住民監査請求が提出された場合は、監査期間の60日以内に監査結果を出せるよう、事務局として適切に対応します。

また、本市で令和3年度より運用を開始している「内部統制制度」の今後の成熟度等も踏まえながら、監査委員監査のあり方や手法等の検討を行うとともに、より効率的な監査業務の執行に向けて、ペーパーレス化などDXの推進に係る取組を進めます。

実 績	① 定期監査については、年間監査計画に基づき、危機管理部、市長公室、市民生活部、健康福祉部、教育機関（学校園）を対象に実施。 ② 随時監査のうち公の施設の指定管理者監査は、枚方市自転車駐車場の指定管理者である「サイカパーキング株式会社」を対象に、また、所管部署の土木部交通対策課を対象に実施。 ③ 工事監査については、都市整備部施設整備課が所管する「保健センター本館リニューアル工事及び同別館エレベーター設置工事」を対象に実施。 ④ 内部統制評価報告書提出会を実施。 ⑤ 監査委員監査等における資料データのシステム内での閲覧等のDX推進に係る取組の推進。
-----	--

説 明	① 指摘・改善事項が1件、意見・要望事項が50件ありました。 ② 指摘・改善事項が1件、意見・要望事項が3件ありました。 ③ 意見・要望事項が2件ありました。 ④ 7月16日に評価担当部署である総務部から令和5年度の内部統制評価報告書についての説明を受け、質疑及び意見交換を行いました。 ⑤ 例月現金出納検査や財産区会計決算状況聴取会において、タブレットの配備や庁内のペーパーレス会議システムの使用を試行的に実施しました。
-----	---

重点的な取り組み：例月現金出納検査及び決算審査等の円滑な実施

監査委員が毎月行う各会計の現金出納検査に際し、事務局として事前に各会計の書類等の内容を確認し、その結果を監査委員に報告します。

決算審査については、市長から監査委員に付された決算書、その他関係諸表等について、事務局として事前に計数の確認や予算の執行と会計処理が適正で効率的に行われているか等の確認を行い、監査委員の協議の場合へ報告します。監査委員は、関係部署への聴取を行うとともに、会計ごとに意見をまとめ、決算審査意見書として市長へ提出します。

例月現金出納検査については毎月1回、決算審査等については6月から8月の間に実施し、事務局は、監査委員によるこれらの検査及び審査が円滑に実施できるよう努めます。

実 績	① 例月現金出納検査は、原則として毎月1回、各会計における前月分の現金の出納状況について検査を実施。 ② 決算審査等は、企業会計については6月4日から、一般会計・特別会計については7月9日から、健全化判断比率等については7月24日から、津田、氷室の各財産区会計については7月8日から、それぞれ実施。
説 明	② 枚方市監査委員から8月27日に決算審査意見書及び健全化判断比率等審査意見書を、11月13日に津田、氷室の両財産区会計決算審査意見書を市長へ提出しました。

重点的な取り組み：監査結果に関する情報発信

監査結果を公表し、市民に対する説明責任を果たすことにより、引き続き、市政への信頼確保につなげます。

庁内に対しては、グループウェア上の監査庁内報「オーディット・フォーラム」の発行を通じて監査結果等をわかりやすく伝えることにより、改善等が必要な事項について、監査対象部署のみならず、全庁的な課題として共有され、事務の効率化や改善に活用されるよう取り組みます。

実 績	① 監査結果等については、速やかに市のホームページ掲載により公表。 ② 「オーディット・フォーラム」については、9月に令和5年度決算審査意見書の概要をまとめた31号を、年度末に令和6年度中に実施した定期監査等における指摘改善事項や意見要望事項を取りまとめた32号を発行し、事務改善の参考として活用するよう全部署に周知。
説 明	① 監査結果を速やかに公表して市民に対する説明責任を果たすことにより、市政への信頼確保につなげるよう努めました。 ② 監査対象部局以外の職場においても、監査結果で出た意見を参考にして、適正な事務執行が行われているかどうかの再確認を依頼するなど、市全体として事務の効率化や改善につながるよう努めました。